

岩手県告示第509号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

令和3年7月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
八幡平市国民健康保険安代診療所	八幡平市立安代診療所	八幡平市荒屋新町144番地1	令和2年4月1日
八幡平市国民健康保険田山診療所	八幡平市立田山診療所	八幡平市丑山口18番地8	令和3年4月1日